

国地契第 21 号
国官技第 229 号
国営計第 64 号
令和元年 10 月 18 日

各地方整備局
総務部長 殿
企画部長 殿
営繕部長 殿

大臣官房
地方課長
技術調査課長
官庁営繕部計画課長

令和元年台風第 19 号による災害発生に伴う
直轄工事における監理技術者等の取扱いについて

国土交通省直轄工事の監理技術者制度については、「監理技術者制度の運用等について」（平成 28 年 12 月 27 日付け国地契第 58 号、国官技第 246 号、国営計第 75 号）において留意点を通知しているところである。

令和元年台風第 19 号による災害の発生を受け、「令和元年台風第 19 号による災害の発生に伴う建設業法上の特例措置等について」（令和元年 10 月 18 日付け国土建第 296 号）において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の特例措置の内容及び留意点等が通知され、この中で、監理技術者等の途中交代や恒常的な雇用関係の取扱いについて定められたところであるが、国土交通省直轄工事における監理技術者等の取扱いに関しても当該通知に沿って下記のとおりとするので、貴職におかれてはその趣旨を十分理解の上、事務処理に当たっては遺漏なく措置されたく通知する。

記

1. 監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、令和元年台風第 19 号により管内が被災した事務所等が発注する工事については、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

2. 恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、令和元年台風第19号により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。具体的には、令和元年台風第19号により管内が被災した事務所等が発注する災害復旧工事や当該工事と同時期に実施する工事を対象とする。